

定期検査報告対象防火設備及び報告時期一覧

報告時期欄上段の毎年報告は、前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日までとします。

報告時期欄下段の※は、経過措置期間（平成28年6月1日から平成31年5月31日まで）内の報告時期です。

	用途	規模 又は 階 ※いずれかに該当するもの	用途 コード	報告時期	
右記の特定建築物定期調査報告の対象建築物に設けられるもの	劇場、映画館又は演芸場	・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200 \text{ m}^2$ ・ 主階が1階にないもので $A > 100 \text{ m}^2$	11	毎年報告 ※毎年報告	
	観覧場(屋外観覧席のものを除く。)、公会堂又は集会場	・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200 \text{ m}^2$ (平家建て、かつ、客席及び集会室の床面積の合計が 400 m^2 未滿の集会場を除く。)	12		
	旅館又はホテル	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 2000 \text{ m}^2$	13		
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 3000 \text{ m}^2$	14		
	地下街	$A > 1500 \text{ m}^2$	15		
	児童福祉施設等(注4に掲げるものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 300 \text{ m}^2$ (平家建て、かつ、床面積の合計が 500 m^2 未滿のものを除く。)	21	毎年報告	
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。) 児童福祉施設等(注4に掲げるものに限る。)	・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 300 \text{ m}^2$ (平家建て、かつ、床面積の合計が 500 m^2 未滿のものを除く。)			22
	旅館又はホテル(用途コード13のものを除く。)				
	学校、学校に附属する体育館	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 2000 \text{ m}^2$	23	※平成28年6月1日から平成29年3月31日まで	
	博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館(いずれも学校に附属するものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 2000 \text{ m}^2$	24		
	下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(用途コード34を除く。)に掲げられている用途の複合建築物	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000 \text{ m}^2$	28		
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗(用途コード14のものを除く。)	・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 500 \text{ m}^2$	31	毎年報告 ※平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
	展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店		32		
	複合用途建築物(用途コード28及び34のものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 500 \text{ m}^2$	33		
	事務所その他これに類するもの	$A > 1000 \text{ m}^2$ (5階建て以上、かつ、延べ面積が 2000 m^2 を超える建築物のうち、 $F \geq 3$ 階のものに限る。)	34		
	下宿、共同住宅、寄宿舎(注4に掲げるものを除く。)	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000 \text{ m}^2$	40	毎年報告	
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は寄宿舎(注4に掲げるものに限る。)	・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 300 \text{ m}^2$ (2階部分)	41	※平成30年4月1日から平成31年3月31日まで		
右記の建築物に	病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) 又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(注4)(用途コード21及び41のものを除く。)	・ $A \geq 200 \text{ m}^2$		毎年報告 ※平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	

注1. $F \geq 3$ 階、 $F \geq 5$ 階、地階若しくは $F \geq 3$ 階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100 m^2 を超えるものをいいます。

注2. Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。

注3. 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、防火設備定期検査の報告対象から除かれます。

注4. 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う事業所に限る。)をいいます。

注5. 用途・規模等、初回免除の考え方等については、東京都都市整備局ホームページを併せてご覧ください。

(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/chousa-houkoku/index.html>)

注6. 経過措置期間における報告時期の詳細については各特定行政庁へお問い合わせください。